

【セーフティネット住宅登録申請時の必要書類について】

平成30年7月10日付けで住宅セーフティネット法の施行規則が改正され、セーフティネット住宅の登録申請時の添付書類等が簡素化されました。

(施行規則)改正前		(施行規則)改正後	
1	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書(申請書別紙・別添1~5, 近傍の同種賃貸住宅の家賃調書添付)	1 (必須)	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書(申請書別紙・別添1~5)
2	委任状		
3	付近見取図	2 (必須)	間取図(住宅の規模及び設備の概要の表示があるもの)
4	配置図(縮尺, 方位の表示があるもの)		
5	各階平面図(縮尺, 方位, 間取り, 各室の用途, 設備の概要の表示があるもの)		
6	住宅等を自ら所有する場合は, その旨を書する書類		
7	管理を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては委託契約書		
8	法人の登記事項証明書及び定款(申請者が法人の場合)		
9	申請者が未成年の場合で, 法定代理人が法人である場合は, 法人の登記事項証明書		
10	申請者(法人の場合は当該法人及びその役員を含む)が欠格要件に該当しない旨の誓約書	3 (必須)	誓約書 ・申請者(法人の場合は当該法人及びその役員を含む)が欠格要件に該当しない旨の誓約 ・登録を受けようとする住宅の構造が, 施行規則第12条第1号に規定する基準に適合するものである旨の誓約 ・登録の申請が基本方針や市町村賃貸住宅供給促進計画等に照らして適切なものである旨の誓約
11	昭和56年6月1日以降に新築工事に着手したものにあっては, 建築基準法の検査済証, 建築確認台帳記載事項証明書等, 建築時の建築確認の時期が確認できる書類	4 (要件に該当する場合のみ)	次に該当するものにあっては, 耐震基準適合証明書等の耐震基準に適合することを証する書類又は昭和56年6月以降に新築工事に着手したことが確認できる建築基準法の検査済証, 建築確認台帳記載事項証明書等
12	昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したものにあっては, 耐震基準適合証明書等, 耐震基準に適合していることを証する書類		・3階建て以下で昭和57年5月以前に竣工したものの ・4~9階建てで昭和58年5月以前に竣工したものの ・10~20階建てで昭和60年5月以前に竣工したものの ・21階建て以上のもの

※1~3についてはSN住宅情報提供システムへの入力等でオンライン送信が可能。

※4については要件に該当する場合のみ別途書類の提出が必要。